別記様式５

みやぎ産業振興機構次期会計システム開発・移行・保守・

機器提供等業務に関する企業連合協定書

（目的）

第１条　当企業連合は，みやぎ産業振興機構の発注するみやぎ産業振興機構次期会計システム開発・移行・保守・機器提供等業務（以下「本委託業務」という。）を共同連帯して受託することを目的とする。

（名称）

第２条　当企業連合は，　　　　　　　　　企業連合と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業連合は，事務所を　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業連合は，令和　　年　　月　　日に成立し，その存続期間は 　ヵ月とする。ただし，この存続期間を経過しても当企業連合に係る本委託業務の契約の履行後１年を経過するまでの間は解散することができない。

２　前項の期間は，構成員全員の同意を得て，これを延長することができる。

３　当企業連合が発注者との間で本委託業務について契約できなかった場合には，当企業連合は第１項の規定にかかわらず，発注者であるみやぎ産業振興機構が本委託業務について契約を締結した日に解散する。

（構成員の名称）

第５条　当企業連合の構成員は，次のとおりとする。（支店の場合支店名）

１　名称

２　名称

３　名称

（代表者の名称）

第６条　当企業連合は，　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業連合の代表者は，本委託業務の受託に関し，当企業連合を代表して，次の権限を有するものとする。

１　発注者及び監督官庁等と折衝する権限

２　代表者の名義をもって見積，契約の締結及び代金の請求並びに受領に関する権限

３　代金の受領に関する復代理人の選任についての権限

４　当企業連合に属する財産を管理する権限

５　その他本業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限

（業務分担額）

第８条　各構成員の業務の分担は，別に定めるところによるものとする。

２　前項に規定する業務の分担額については，運営委員会で定める。

（運営委員会）

第９条　当企業連合は，全構成員をもって運営委員会を設け，本委託業務の遂行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　構成員はそれぞれの分担業務の進ちょくを図り，契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第11条　構成員はその分担業務の実施のため，運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第12条　本委託業務の業務実施中に発生した共通の経費等については，業務の分担額の割合に応じて運営委員会において，各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第13条　構成員がその分担業務に関し，発注者及び第三者に与えた損害は，当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては，その責任につき関係構成員が協議し損害の負担について決定する。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは，運営委員会により決定するものとし，構成員はこれに従うものとする。

４　前３項の規定は，いかなる場合においても第10条に規定する当企業連合の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　構成員は，発注者及び構成員全員の承認がなければ，本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

（受託途中における構成員の脱退に対する措置）

第15条　構成員は，発注者及び構成員全員の承認がなければ，当企業連合が本委託業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退したものがある場合，残された構成員は共同連帯して当該構成員の分担業務を負うものとし，発注者の指示に従い本委託業務を履行させるものとする。

３　前項の規定に従い，新たに費用が生じた場合には，脱退した者の負担とする。

（受託途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第16条　構成員のうちいずれかが受託途中において破産又は解散した場合は，残された構成員は共同連帯して当該構成員の分担業務を負うものとし，発注者の指示に従い本委託業務を履行させるものとする。

２　前項の場合においては，第13条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後のかし担保責任）

第17条　当企業連合が解散した後においても，成果品にかしがあったときは構成員全員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

２　構成員のうち受託途中において前条の規定により脱退したものがある場合，残された構成員が前項による責めに任ずる。

（協定書に定めのない事項）

第18条　この協定書に定めのない事項が生じたときは，運営委員会において定めるものとし，本委託業務の履行に関し特に必要がある事項については，発注者と協議して決めるものとする。

（　　　　　　　　　　　）　　　　　　他　者は上記のとおり企業連合協定を締結したので，その証拠として協定書　通を作成し，構成員が記名押印の上，各自　通を所持し，みやぎ産業振興機構に　通を提出する。

令和　　年　　月　　日

所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　所　在　地

|  |
| --- |
|  |

　　商号又は名称

|  |
| --- |
|  |

　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |
| --- |
|  |

所　在　地

|  |
| --- |
|  |

　　商号又は名称

|  |
| --- |
|  |

　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |
| --- |
|  |